

## 非滅現滅

### 一

弘安五年九月八日に身延を去つて、九月十八日武州池上に到着された大聖人は、十月十三日に非滅現滅の相を示して、末法の御本仏たることを我々に御教示下さつた。八日より十三日に至る、三十六日の間の御動靜については、古来の大聖人の御伝記に詳細に述べられておる。

その中において有名なことは、立正安国論を大聖人さまが弟子に御講義されたと言うことである。

これはさもありませんと思われれることであるが、文献にないと言うので近頃の御伝記ではこれと言わないことになっておる。文献になければ全く書けないとすると、まことに不自由なことであるが、学問とはこう言う約束がなければ成立しないからそれは仕方があるまいと思う。だからその不自由さを補つて、小説というタイトルをつけければ、そこには自由な表現が許されるのである。

う。そんな心境で以下少しくのべてみたい。

大聖人は古来の伝説によると九月二十五日から、立正安国論の御講義を、大聖人の池上在住をきき伝へて参集した、弟子檀越になされたと言うことである。そして、その御講義の間に、こう言われた。

「三七日の間に、此の所において、某は涅槃に入るであろう。その昔釈尊は五十年の説法をなされて、後の八か年は靈鷲山に法華経を説かれたが、御年八十歳の時、靈鷲山の北東にあたるバツダイ河の辺りの純陀という人の家でおなくなりになられた。某も末法に生れて下種仏法を説くと三十年、身延山に九か年入つて末法下種の法華経流布の基礎をかためたが、只今彼の山を出でて、その北東にあたる、武蔵の国の多摩川の畔、池上右衛門太夫が屋敷において滅に入るであろう。然かも余が入滅の時は、大地震動するであろう」

と諭されたということである。ここに不思議と思うのは純陀も池上右衛門太夫も、共々に工匠の子であることである、悉くが不思議の一致と言うべきであろう。

大聖人は撰時抄に「余に三度の高名あり」と言われておる。即ち「一には去にし文応元年七月十六日に立正安国論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿屋の入道に向つて云く禅宗と念仏宗とを失い給うべしと申させ給へ此の事を御用いなきならば、此の一門より事をこりて他国にせめら

れさせ給うべし、二には去し文永八年九月十二日申の時に平左衛門尉に向つて云く、日蓮は日本国の棟梁なり、予を失なうは日本国の柱を倒すなり、只今に自界反逆難とてどううちして他国侵逼難とて此の国の人々、他国に打ち殺さるのみならず、多くいけどりにせらるべし、建長寺、寿福寺、極楽寺、大仏、長楽寺等の一切の念仏者、禪僧等が寺塔をば焼きはらいて、彼等が頸を由比の浜にて切らずば、日本国必らずほろぶべしと申し候了ぬ。第三には去年文永十一年四月八日、左衛門尉に語つて云く、王地に生れたれば身をば随えられたてまつるようなりとも、心をば随えられたてまつるべからず、念仏の無間獄、禪の天魔の所為なること事は疑いなし、殊に真言宗が此の国土の大なるわざはいにては候なり、大蒙古を調伏せんこと、真言師には仰せつけらるべからず、若し大事を真言師調伏するならば、いよいよいよいよ此の国ほろぶべしと申せしかば、頼綱問うて云く、何時頃よせ候べき、予云く経文にはいつとはみへ候はねども、天のみ気色いかりすくなからず、急にみへて候、よも今年はすごし候はじと語りたりき、此の三つの大事は日蓮が申したるにはあらず、只ひとえに釈迦如来のみたましい、我身に入りかわせ給いけるにや、我が身ながらも悦び身にあまる法華経の一念三千と申す大事の法門はこれなり」（全集二八七ページ）

と言われておる。三度の高名の由来するところは立正安国論であることは勿論である。実に大聖人の御生涯は立正安国論に始まつておると申すべきである。立正安国論に始まつて立正安国論に

終ると評する人があるが、終るとみるのは、「立正安国論は当時ものの用にたたず」と批評した幕末の優陀那日輝門流の人々で立正安国論の精神は、大聖人の入滅と共に終ったとは、日蓮正宗の人々はみておらない、今なお脈々と生きており、その為の折伏なのである。

「たとえ、念仏が無間であるとも、現に東西両本願寺をはじめ、真宗各派、浄土宗各派の龐大な僧俗が、現に南無阿弥陀仏によつて安心立命しているという現実も否定することはできない、宗教的信仰とは教理教学の問題ではなく、それを民衆が信じうるか否かによつて価値がきまるのだ」

というようなことを反論するというおかしな人が出ている世の中だから、なおさら折伏が必要であり、立正安国論の精神に生きねばならないのである。

余談はさておき、大聖人さまが自ら余に三度の高名ありとかかれておるくらいであり、その三度の高名の発端となつた、立正安国論を、入滅を知つた池上に於いて御講義あつたと伝説されるのは当然なことである。しかし文献がないというので、今頃の伝記はそれをのせないのである。

そこでこれから私の書きたいと思うことを書く訳であるが、それは真偽の問題はあるとしても文献があるので書きたいと思うのである。偽と言うのは当方が言うのではなく、非日蓮正宗の徒が、それがあると都合が悪るので偽と言うので、私としては偽とは思つてはいない。

それは富士年表委員会に於ける「三大秘法抄」写本の発見である。三大秘法抄の最古の写本は

鍋冠日親上人の写本とされていたが、それよりも四十五年ほど以前の大石寺の六代の法主である日時上人の「三大秘法抄」の写本である。そして「三大秘法抄」は従来は、弘安四年四月八日となっていたが、日時上人の写本は弘安五年四月八日となっているのである。これは大変なことである。三大秘法抄を偽書と断定する人にとっては、容易ならぬ問題だろうと思うのである。

私は光榮にも富士年表委員長という大命を睨下より拝命していたので、当時日時上人の写本を親しく拝して感動した一人である。

何故弘安五年の四月八日という三大秘法抄の年月日に感動したかと言えば、弘安五年は勿論大聖人の入滅の年であるからである。

この弘安五年四月八日という日附によつて、日興上人への二箇の相承も生々としてくるのである。

「日蓮一期の弘法、白蓮阿開梨日興にこれを付嘱す。本門弘通の大導師たるべきなり。国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり……」の「日蓮一期弘法付嘱書」なるものが、本当に生々としてくるのである。

そして身延山付嘱書と言われる「釈尊五十年の説法、白蓮阿開梨日興に相承す、身延山久遠寺の別当たるべきなり」の譲状も同様に生々としてくるのである。三大秘法抄の戒壇思想を否定する考えは、上行菩薩という地涌の菩薩の否定にも通じるのである。

何故なれば日順は本門心底抄に

「叡山草創の伝教大師は菓王の後身、天台の再誕像法の転時、日域の所生、人法相俱に迹に処す。伝受戒文亦然かなり、随つて延暦寺の戒牒をみるに靈山浄土、釈迦牟尼仏を請し奉つて本師となし、金色世界の文殊師利菩薩を請し奉りて教授阿闍梨となし、都史多天の弥勒菩薩を請し奉りて和尚となす云云、彼此諍ひなく迹門の戒壇なり。此の上は本門の戒壇建立必定なり。所以はいかん。涌出神力の明文に本化の大人を召して久成の要法を授く、故に経には、後五百歳中広宣流布、於閻浮提無令断絶と説き、釈に当知法華真実経、於後五百歳必応流伝と明せり、加之、天台は下方を召し来たる亦三義あり、是れ我が弟子、まさに我が法を弘むべし、(略)行者既に出現し久成の定慧・広宣流布せば本門の戒壇それあに立たざんや」(要集第二卷三三ページ)と、祖滅六十八年に書かれておるのである。

上行菩薩を主張していて、戒壇説を否定するのは、日順師の本門心底抄を読まない者のしわざである。

さて三大秘法抄をどう言う風に拝するかと言うに、私はこの抄を大聖人さまの遺言の書と拝するのである。大聖人の御遺文全編は遺言の書と拝するのは勿論であるが、弘安五年四月八日という日附からみても、特に三大秘法抄を遺言の書と拝するのである。

そうした見地から「三大秘法抄」を拝すると、一々の金言感動せざることなしと言うべきであ

ろう。今、科文科段にしばられることなく、率直にそれを読み下してみても、ますますその感を深くするものである。

壁頭の文に、神力品の「以要言之」の文を引いて先づ注意を促し、要言の法とはなにか「実相証得の当初修行し給いし処の、寿量品の本尊と戒壇と題目の五字」なりと最初に結論を出されておる。しかも要言のこの三秘は、末法において流布すべきことを明す、即ち寿量品に「是の好き良薬を今留めて此におく、汝取て服す可し、いえじとうれうる勿れ」とあるのが、末法流布の証拠である。そして「三秘」の末法における姿を御説明あつて、延暦寺の戒壇は述門の理戒の戒壇なることを示されておる。次ぎに、

「此の三大秘法は二千余年のそのかみ、地涌千界の上首として日蓮たしかに、教主大覚世尊より口決相承せしなり、今日蓮が所行は靈鷲山の稟承に芥は計りの相違なき色も替らぬ寿量品の三大事なり」とその信念を語られておる。

そして最後に、

「今日蓮が時に感じて此の法門広宣布するなり、予年ごろ己心に秘すと雖も、此の法門を書き付て留めおかずんば、門家の遺弟等定めて無慈悲の讒言を加うべし、その後は何と悔ゆるとも叶うまじきと存ずる問貴辺に對し書き送り候、一見の後、秘して他見あるべからず、口外も詮なし、法華經を諸仏出世の一大事と説かせ給いて候は此の三大秘法を含めたる經にて渡らせ給え

なり、秘すべし秘すべし」(全集一〇二三ページ)

と我等遺弟を末文に置いて厳戒されておる。

弘安五年四月八日

この日附を拝し、その末文と照らして、これで大聖人の後世を戒める、遺言的御聖文と拝する由縁である。

池上における九月八日より十月十三日の三十六日間の御動静は、この三大秘法抄のうらざけであると私は拝するのである。そしてその結論として

「釈尊五十年の説法、白蓮阿闍梨日興に相承す。身延山久遠寺の別当たるべきなり、在家出家共に背く輩は非法の衆たるべきなり

弘安五年十月十三日

武州池上 日蓮判

となつたのである。

「九月下旬、蓮祖安国論を池上に講ず、師ききて安国論大意問答を撰す。十月蓮祖六上足を定む。師その第三となるすなわち命を奉じその列次を書す、同十三日晝補処の遺状を師に賜う、之れを池上相承と云うその文に云く「釈尊五十年の説法云云……」(要集五卷)とあるのがこれである。



大聖人さまの臨終については、左のような記事がある。

「御前に机を立て花を供し香をたき、年来御安置の立像の釈迦を立て参らせんと申したりければ、目をあげて御覧ありて、面をふりたまう。ある御弟子御直筆の大曼荼羅をかけ奉るやと伺ひ申されければ、答へ給ふ。仏像を少し傍へ押しよせ参らせ、その後御直筆の妙法蓮華經の大曼荼羅をかけ給ふを御覧ありと云云、御遺言に云く釈迦の像、墓の側に之れを安置し奉つるべし、御經は同く墓所にこめ置き、六人香花当番の時、披見あるべし、余の聖教等は沙汰の限りに候、依つて御遺言に任せ記する所件の如し

弘安五年十月十六日 筆者 日興

今所引の文、祖師御遷化の記録にして御真書西山本門寺に在り」(要集第六卷一三二ページ)

一一

寿量品に、

「如是我成仏已来。甚大久遠。寿命無量。阿僧祇劫。常住不滅。諸善男子。我本行菩薩道。所成寿命。今猶未盡。復倍上數。」

という經文がある、即ち、

「かくの如く、我成仏してよりこのかた、甚だ大いに久遠なり、寿命無量阿僧祇劫なり、常住にして滅せず、諸の善男子、我れ本、菩薩の道を行じて成ぜし所の寿命、今猶未だつきず、復上の数に倍せり」

という、大變に大切なところである。

文句によれば「如是我成仏甚大久遠より下は第二に非滅現滅を明す、又は二となす。初には非滅現滅を明す、二には如来以是方便より下は現滅の利益を明す」云々とある。

以下文句によつて、法身報身心身の三身の非滅現滅をのべてみたい。

さて、法身の常住不滅ということは、法が常住不滅であることを言うのである。ここで話は違ふが、法人ということばがある。「法人とは個人では望めない、永続的な活動力をもつ人的結合や財産の集合体であつて、法律上の権利能力行為能力が―法人格―みとめられた組織体」とあるが、法人格という着想のえんげんが、法身という言葉にあると考える時、人間の智慧の不思議さがあるではないか。

さて、法が常住不滅ということは、なにを言い現わしておるかというに、文句によれば「法の常住不滅とは、未来の大勢威猛の常住の益物を明すなり」とある。即ち法が常住不滅ということは、哲理的な存在を云々しておるのではない。一たす一は二である、というようなことを示しておるのではない。インテリは一たす一は二である式の法の常住不滅は理解するが、それ以上のこ

とはわからない。それでは、法の常住不滅の意味が本当に実はわかっておるのでないのである。なぜならば、法の常住不滅とは、未来の大勢威猛の常住の益物を明すということが同時に理解されなければここで言うところの法の本質が、わかっていないのである。

益物とは衆生を利益することを言う。即ち法の常住不滅を云々するのは、未来のすばらしいところの常住不断の衆生への利益を示すということになるのである。大聖人はこれを

「日蓮が慈悲広大ならば、南無妙法蓮華経は万年の外未来までも流るべし、日本国は一切衆生の盲目をひらける功德あり、無間地獄の道をふさぎぬ、この功德は伝教天台にも超へ竜樹迦葉にもすぐれたり、極楽百年の修行は穢土の一日の功德に及ばず、正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか」(全集三二九ページ)

と報恩抄に示されておる。正に未来の大勢威猛の常住の益物のすばらしさと言うべきである。

さて経文聖文嚇々明々といへど、現在のインテリが、これが理解がさらにないように、天台大師の時代に、名だたる学匠がこれの理解がなく、その上誤って全く違った解釈をしておるのである。

「舊人此によつて以て無常を証して云く前は恒沙にすぎ後は上の数に倍すれども、神通延寿にして猶是れ無常なり」(文句卷第二六)

寿量品に「是の如く我成仏してよりこのかた、甚だ大いに久遠なり、寿命無量阿曾祇劫なり、常住にして滅せず」とあるのにも、かかわらず、これ等の文をもつて無常を証すると解釈するのである。仏の智慧をもととせずして、俺れが卑少なる見解をもととするがために、仏智をまげて解釈するからである。大聖人さまが「智者学者となりていかんがせん」と言われたのはここである。「権門には学者多し」と言われたのも、この意味の学者である。

それで、その学者は、寿量品の仏を解釈して言うのには寿量品の仏が、「然かるに、我れ実に成仏して、阿耨多羅三藐三菩提を得たまえりとおもえり、然るに善男子、我実に成仏してよりこのかた、無量無辺百千万億那由陀劫なり、譬えば五百千万億那由陀阿曾祇の三千大千世界を、たとい人あつて、抹して微塵となして、東方五百千万億那由陀阿曾祇の国をすぎて、乃ち一塵を下し、是の如く東にゆきてこの微塵を尽さんが如き、諸の善男子、意において云何。この諸の世界は思惟し校計して、その数を知ることを得べしや」

「是の如く我成仏してよりこのかた、甚だ大いに久遠なり、寿命阿僧祇劫なり、(略)復上の数に倍せり」とあるのを

「前は恒沙にすぎ、後は上の数に倍すれども神通延寿にして猶れ無常なり」と学者は言うのである。神通力であり、延寿というが、今尽くるなしと雖も、必ず尽くる時があるであろう。だか

ら無常だと解するのである。

しかるに自我偈の中には、

「寿命無数劫なり、久しく業を修して得る所なり、汝等智あらん者、ここにおいて疑いを生ずること勿かれ」

とある。

はつきりと「汝等有智者 勿於此生疑」とあるのにもかかわらず、学者智者が、せまい智恵から判断して、この寿命は、神通延寿にして無常なりとするのである。經文は三世をみとおしての發言なりと、つくづく感ずるものである。

さて、久しく業を修して得るところの寿命は無常ではないのである。

「何んとなれば、仏は円因を修して初住に登りたまう時、すでに常寿を得たまへり、常寿はつくしがたし、すでに上の数（五百塵点の数を言う）に倍せり」（文句卷第二六）

仏の因は常住の因であつて無常の因ではないということが大切なのである。文句はこの章句の後に譬を引いておる。

「大子の時の禄すでに尽すべからず、況んや尊極に登つて禄用なんぞ尽くすべけんや」

このことは我々衆生にひきくらべてみると衆生の初發心に、にておるところがある。

「華嚴に初發心に住すれば一發一切發にして如来の一身無量身を得」

と言うことがある。一念發起菩提心とは不顛倒の心中である。即ち初發心において如来の無量身を得るのであるが、それがわからずして、いろいろと修行をするのである。修行した結果はその初發心にたちもどることと會得することをいう。俗言で言う初志忘るべからずと言うのはこのことを指すのであろう。

さて久修業所得の無量がわからぬと言うのは、如来寿命品の寿命の意味が、不徹底であるからこのようなことが起るのである。

天台大師は寿命品を積するに當つて前述の如き学匠即ち叡師、道朗、道生等の異解をあげて最後に自説を示しておる。

「品は直ちに寿命と言つて寿に量ありと言はず寿に量なしと言はず」

そこであるものはその寿は無常と解し、他は常住と解釈するのである。

「実に量あるを無量というは弥陀是なり——無量寿經法然は浄土三部の一とし、親鸞は浄土真実の教と説く——実に量なきを而も量と言ふはこの品（寿命品）及び金光明是なり」と評しておる。

而して寿命の積をしておるが、前述の学匠達とは全く異なる解釈をしておる。即ち、

「寿命を明かすとは、寿とは受の義なり、真如は諸法をへだてず、故に受となす。又境智相応す故に受と名づく、又一期の報得は百年をたたず——年月に支配されないの意——故に受と名づく、量とは詮量なり、量の字は通ず（法報応三方に通ずるの意）まさしく別による所なし、法如

来は如理を以て命となし、報如来は智慧をもつて命となし、応如来は同縁の理を命をなすを詮量す、諸命の若は有量若しくは無量、もしくは非量非無量を詮量す」云々とある。

さて紙数に限りがあるので省略して、法報応の非滅現滅を文句についてのべてみよう。今文句を直接にひかず意識してこれをのべる、学者よろしく文句卷二十六を参せよと言うところである。

「法は本より生ずるものでないから、則ち滅するものでもない是が法身の非滅ということである。然しながら、法身は非生非滅ではあるが、生滅ありという面もある。それは法身の意味がわからないものが生滅するとみるからである。これを法身の非滅現滅と言うのである。次ぎに報身の非滅現滅とは、報身とは明闇相のぞかず即ち報身不滅の義なりと言うことがある。明とは智であり、闇とは無明をさすのであるが、明闇の去来同時なるが如くこれは相のぞくことがない、相のぞかざれば即ち不滅なり、惑智もと生滅なし故に報身無生滅の体とするのである。然るにこの不滅の報身に滅ありと唱するのは、この義をさとらざる者が、これをきいて、即明闇相のぞかずということの本当の意義を忘れて、それが仏であると思ひ又言つて、おごりたかぶつて、修養の道を修せず、そしてこれで煩惱を滅したのだと称するようになるのでそのような人には、報身の滅を唱えるのである。応身の非滅現滅とは、応身は是法身報身の用即ちはたらきである。その法身報身は体すでに滅のないものである。よつてその働きに終町というものがあろう筈がない。即

ちこれが、応身の不滅である。即ち応身の不滅は法報に約して説く、法報は常住であるが故である。そして法報応の三身は相称の故に応用がたえないのである。なぜならば衆生はつきることがない。即ち滅度しないのである。応身は応用たえず衆生つきず即ち滅度せず」ということになるのである。

結論すれば法身は当体に不生滅を論じ、報身はよく生滅なしと了達す、応身は相続して生滅せずということになるのである。

さて、法身報身の常住は理解されるが、応身の常住は中々理解されないのである。この応身の理解への不徹底さがひいては、法報二仏の否定ともなつて、無仏論を生む結果となるのである。

幸にして、日蓮正宗の信徒にはそれが全くないと言つてよろしい。即ち、

「然るに日蓮聖人御入滅あるとき補処を定む。その次ぎその次ぎに仏法相属して、当代の法主の所に本尊の鉢あるべきなり、この法主に値い奉るは、聖人の生れ代りて出世したまう故に、生身の聖人に値遇結縁して、師弟相對の題目を同声に唱え奉り信心異他なく、尋便来帰成使見之ず、何ぞ末代の我等卅二相八十種好の仏に値い奉るべき、当代の聖人の信心無二の所こそ生身の御本尊なれ、この本尊を口には言へども身に行ぜざれば本尊をとり定むべき事なり、積尊と聖人と互為主伴したまう事を知らざるなり、よくよく明らむべきことなり」（富士宗学要集第二卷三〇九ページ）